調　達　公　告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成２４年鳥取県告示第２２１号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について（最終改正：令和８年４月１日施行）。以下「一般的事項等告示」という。）、鳥取県建設工事等紙入札執行要領（最終改正：令和８年６月１日）及び公益財団法人鳥取県建設技術センター建設工事等の入札に関する規程（最終改正：令和８年５月１１日）に定める事項を承知の上、応募すること。

令和８年１１月１０日

公益財団法人鳥取県建設技術センター　代表理事　河田　英明

発注工事	工 事 名		小町事業所造成工事（10工区）		
	工事場所		西伯郡伯耆町小町		
	工事内容並びに構造及び規模		残土受入地造成 造成盛土工　Ｖ＝97,780m^3 法面工　Ａ＝650m^2 排水構造物工　一式 防災排水工　一式 雑構造物工　一式 仮設工　一式		
	工　　期		令和１０年3月２１日（火）　限り		
	発注工種		土木一般		
	予定価格		８９，９２７，２００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）		
	発注機関		公益財団法人鳥取県建設技術センター		
入札参加者の条件	会社要件	単独・共同企業体の別	単独		
		本店所在地	県内		
		建設業許可	土木工事業に係る特定建設業の許可		
		入札参加資格（格付）	土木一般（Ａ級）		
		総合点数	－		
		総合評定値(P)	－		
		同種工事の実績	－		
		設計業務の受託者	西谷技術コンサルタント株式会社	住所	鳥取県倉吉市八屋３５４－１
				電話	０８５８－２６－２４１１
	技術者要件	配置技術者の専任の要否	専任を要する。 なお本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を条件により認める工事であり、特例監理技術者を配置する場合には監理技術者補佐を専任で配置しなければならない。詳細は「建設工事における配置技術者の適正な運用について」に定めるところによる。		
		配置技術者の資格	主任技術者にあっては、土木工事業に係る技術士又は１級土木施工管理技士若しくは２級土木施工管理技士であること。なお、１級土木施工管理技士補については、あわせて２級土木施工管理技士の資格を有する者であること。 監理技術者にあっては、土木工事業に係る監理技術者資格を有する技術士又は１級土木施工管理技士であること。		
		施工管理実績	－		
		現場代理人としての実績の認否	－		
	そ の 他		入札時において積算根拠となる工事費内訳書を提出すること。		
応募方法	提出場所		公益財団法人鳥取県建設技術センター　総務研修課	住所	鳥取県倉吉市福庭町２丁目２３番地
				電話	０８５８－２６－６０５１
	応募期間		令和８年１１月１１日（水）から令和８年１２月２日（水）　午後３時まで		
	応募書類		一般的事項等告示様式のうち入札参加条件として必要な項目について記載すること。		
	持参書類		応募期間中に持参したものに限り受付する。		
	提出部数		１部		
	郵送の可否		郵送可（書留郵便とし、応募期間中に到着したものに限り受付けする。）		
入札手続	入札方式		紙入札		
	質問提出期限		令和８年１１月２５日（水）　午後４時まで		
	回答期限		令和８年１１月２７日（金）　午後４時まで　（回答は当センターホームページhttp://www.tctcplaza.or.jp/に掲載する）		
	入札日時		令和８年１２月３日（木）　午前１１時００分　　即時開札		
	入札場所		公益財団法人鳥取県建設技術センター　技術支援ホール（プラザ棟２階）		
	入札保証金		入札日に有効な入札資格を保有している者に限り免除とする。		
	適用される制度		最低制限価格制度（公益財団法人鳥取県建設技術センター建設工事等の入札に関する規程第１７条による。）		
支払条件			債務負担 各年度の支払額の上限は、次のとおりとする。 令和８年度　0円(令和8年度の前払金の支払いはありません) 令和９年度　89,927,200円		
工事関係図書の閲覧場所			公益財団法人鳥取県建設技術センターのインターネットのホームページ　http://www.tctcplaza.or.jp/に掲載する。	住所	鳥取県倉吉市福庭町２丁目２３番地
				電話	０８５８－２６－６０５１
問い合わせ先	事務手続		公益財団法人鳥取県建設技術センター　総務研修課	住所	鳥取県倉吉市福庭町２丁目２３番地
				電話	０８５８－２６－６０５１
	事務手続以外		公益財団法人鳥取県建設技術センター　建設支援課	住所	鳥取県倉吉市福庭町２丁目２３番地
				電話	０８５８－２６－６０８９
備　　考			１　当該工事の監督職員及び検査職員は、鳥取県西部総合事務所米子県土整備局の職員の中から任命する。 ２　設計及び工事の施工にあたり、当該工事の設計単価、積算基準、検査基準のほか、本設計図書に定めのない事項については鳥取県県土整備部の規程等に準拠するものとする。 ３　最低制限価格の範囲は県に準拠している。 ４　予定価格算出のための単価は、鳥取県県土整備部の令和８年１０月１０日（一部改訂）の１０月単価（https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/722816/081010kouhyoukouji3.pdf）を適用している。 ５　工事費内訳書については、鳥取県県土整備部工事費内訳書徴収要領（令和８年４月21日付第202600022850号鳥取県県土整備部長通知）に基づき労務費等の記載を行うこと。なお、令和８年９月１日以降に調達公告を行う建設工事から労務費等の記載がない場合は、失格とする。		